二　申告書の提出期限後のその提出、第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出又は第七十二条の三十九、第七十二条の四十一第一項から第三項まで若しくは第七十二条の四十一の二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る事業年度の開始の日の属する年の前年及び前々年に開始した事業年度に係る事業税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七十二条の四十七第三項中「これらの規定に規定する事業税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出、第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出又は第七十二条の三十九、第七十二条の四十一第一項から第三項まで若しくは第七十二条の四十一の二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、事業税について、不申告加算金等を徴収されたことがある」を「次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二項に規定する事業税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出、第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出又は第七十二条の三十九、第七十二条の四十一第一項から第三項まで若しくは第七十二条の四十一の二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、事業税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後のその提出、第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出又は第七十二条の三十九、第七十二条の四十一第一項から第三項まで若しくは第七十二条の四十一の二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る事業年度の開始の日の属する年の前年及び前々年に開始した事業年度に係る事業税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七十二条の四十七第四項中「第五項各号」を「第六項各号」に改める。

第七十二条の四十八第三項第二号ロ(1)中「発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物」を「発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物（電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物」に改め、同号ロ(2)中「発電所の発電用の電気工作物」を「発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物」に改め、同号ハ中「発電所」を「発電所又は蓄電用の施設」に改める。

第七十二条の四十九第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の四十九の三第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第五項」に、「においては」を「には」に改め、同条第四項、第五項及び第七項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の四十九の十第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の四十九の十二第一項、第二項及び第五項から第七項までの規定中「によつて」を「により」に改め、同条第十二項を同条第十六項とし、同条第十一項中「第九項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項の次に次の四項を加える。

9　事業を行う個人のうち所得税法第七十条の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいう。）に係る特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日の属する年（以下この条において「特定非常災害発生年」という。）の年分の所得税につき個人の青色申告書を提出している者に限る。）が特定非常災害発生年損失金額（その者の当該特定非常災害発生年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額をいう。）又は被災損失金額（当該特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定非常災害発生年損失金額又は当該被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の事業税に係る第六項及び第七項の規定の適用については、第六項中「損失の金額」とあるのは「損失の金額（第九項に規定する特定非常災害発生年損失金額（以下この項において「特定非常災害発生年損失金額」という。）及び第九項に規定する被災損失金額（次項において「被災損失金額」という。）を除く。）で前年前に控除されなかつた部分の金額及び当該個人の前年前五年間において生じた特定非常災害発生年損失金額」と、第七項中「損失のうち」とあるのは「損失の金額（被災損失金額を除く。）のうち」と、「部分の金額」とあるのは「損失の金額及び当該個人の前年前五年間において生じた被災損失金額で前年前に控除されなかつた部分の金額」とする。

10　事業を行う個人のうち所得税法第七十条の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）が特定非常災害発生年特定損失金額又は被災損失金額（特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定非常災害発生年特定損失金額又は当該被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の事業税に係る第六項及び第七項の規定の適用については、第六項中「損失の金額」とあるのは「損失の金額（第十項に規定する被災損失金額（次項において「被災損失金額」という。）を除く。）」と、第七項中「損失のうち」とあるのは「損失の金額（第十項に規定する特定非常災害発生年特定損失金額（以下この項において「特定非常災害発生年特定損失金額」という。）及び被災損失金額を除く。）のうち」と、「部分の金額」とあるのは「損失の金額及び当該個人の前年前五年間において生じた特定非常災害発生年特定損失金額及び被災損失金額で前年前に控除されなかつた部分の金額」とする。

11　事業を行う個人（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災損失金額を有する場合には、当該被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の事業税に係る第六項及び第七項の規定の適用については、第六項中「損失の金額」とあるのは「損失の金額（第十一項に規定する被災損失金額（次項において「被災損失金額」という。）を除く。）」と、第七項中「損失のうち」とあるのは「損失の金額（被災損失金額を除く。）のうち」と、「部分の金額」とあるのは「部分の金額及び当該個人の前年前五年間において生じた被災損失金額で前年前に控除されなかつた部分の金額」とする。

12　前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　被災損失金額　その者のその年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、被災事業用資産特定災害損失合計額（所得税法第七十条の二第四項第六号に規定する棚卸資産特定災害損失額、同項第七号に規定する固定資産特定災害損失額及び同項第八号に規定する山林特定災害損失額の合計額で、第七項に規定する被災事業用資産の損失の金額に該当するものをいう。）に係るものとして政令で定めるものをいう。

二　特定非常災害発生年特定損失金額　その者の特定非常災害発生年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、第七項に規定する被災事業用資産の損失の金額に係るものとして政令で定めるものをいう。

第七十二条の五十五第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「第十項」を「第十四項」に改め、同条第三項及び第四項中「行なう」を「行う」に改める。

第七十二条の五十六第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。